

近衛尚通の古今伝受

—— 切紙の伝受を中心にして ——

小 高 道 子

近衛尚通は連歌師宗祇から古今伝受を受けた。尚通の古今伝受資料は、火災による焼失などで多くが失われた。そのため同時代の日記や他の古今伝受の実態から類推せざるを得なかった。例えば、誓状提出から講釈聞書、古今伝受資料の書写、古今伝受終了の証明状まで現存している細川幽齋から智仁親王への古今伝受などをもとにして、同様に行われたものと推定されてきた。

尚通の古今伝受については、早稲田大学に伝わる『古今伝受書』¹⁾、宮内庁書陵部に伝わる細川幽齋が収集した『近衛流』古今伝受資料及び『御法成寺関日記』『後法興院記』などの日記により何うことが出来る。これらの資料によると、誓状・証明状の日付はそれぞれ、明応七年二月日・明応七年二月五日である。尚通への講釈は明応六年十一月十九日から明応七年二月五日まで三十七回にわたり行われたから、講釈終了時に誓状と証明状とを交換したと推定される。細川幽齋が三条西実枝から伝受した時には、講釈を始める前に誓状を提出し、講釈聞書の整理が終了した後証明状を与えられている。また、幽齋などへの相伝の時と、講釈の順序が異なり、仮名序が

ら講釈したと推定される。さらに、尚通のみならず、近衛政家・肖柏も同時に聴講していた。このように、誓状提出の時期、講釈の順序、他者の同時受講など、尚通の古今伝受には、細川幽斎の古今伝受とは異なる点が見られる。²⁾この度、陽明文庫に伝わる古今伝受資料及び関連する書状の閲覧を許された。これらの資料をもとに、本稿では、尚通の古今伝受について検討を加えたい。

一 宗祇の書状

陽明文庫には、宗祇が尚通に切紙を与えた時の書状が伝わる。宗祇自筆³⁾で切紙について記している。

御書之趣忝存候へ共既ノ罷立候事候。同道の衆もノ難去候間、可然之様御申ノ奉憑候。御不審之儀八ノ肖柏
 二一切不残申置候間ノ御尋可安候。愚身も又さりノとも罷上候八んすると存候ノ間、一月八かりの間之事候
 ノ可然之様御披露返々奉憑候ノ恐々謹言

卯月三日

宗祇（花押）

自然齋

御報

以前進上不申切紙ノ二被懸御目候て給へく候ノ古哥と申八昔八物語ノのやうなる事皆哥にて候ノ心殊勝なる
 事候間、道之ノをきてに古人相談仕候ノなる。又身によこしまなくとノ申候八其理いかなる物も心うるノ事
 二てしかも肝要の事候間ノ初心の時八人用事もなく候間ノ道をき八めて後二渡物候ノ間、只今進上申候

宗祇

(封) 進藤筑後守

宗祇

「卯月三日」とのみあり、年次は記されていないが、あるいは、古今伝受の講釈を終了した明応七年であるつか。この書状によると、宗祇は古今伝受の切紙は、「初心の時」には「用事もな」いことであり、「道をき八めて後二渡物」であるので、「以前」は「進上」しなかった。しかしながら、尚通が「道をき八め」たので、「只今進上申候」という。宗祇から古今伝受を受けた尚通が、講釈終了後の「道をき八めて後二」切紙を伝受したことは想定されていたが、この書状から、尚通は宗祇の『古今和歌集』講釈を終了し、「道をき八めた」ことにより、間違いない切紙を伝受した事がわかる。また、「御不審之儀八／肖柏二一切不残申置候間／御尋可安候」とあり、「御不審之儀」については「肖柏」に尋ねるように指示している事がわかる。肖柏には「一切不残申置候」すなわち一切残らず申し置いたから、肖柏に尋ねるようという指示である。肖柏は、宗祇が尚通に講釈をする際、同座していた事が知られている。この書状から、肖柏は、尚通と同時に古今伝受を受けたのではなく、既に古今伝受を終了したいわば師範代として臨席していた事がわかる。

一一 三條西実隆の書状

陽明文庫には、三條西実隆が切紙の写を与えたことを示す書状の写である「実隆書状」三通（包紙共七紙）
一一 一二 一三（）が伝わる。これらの書状のうち、一通目の前半部と三通目の自筆書状が早稲田大学に伝わる。⁴⁾

『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書 上巻』には「五九三 (1) 三条西実隆自筆書状(後闕)」として三通目が、「五九四 (2) 三条西実隆自筆書状」として二通目が伝わる。さらに「付録」として「包紙一紙」があることが記されている。(包紙うわ書)「西三條実隆」とした後「○これはこの二通以外の実隆宛文書の元包紙一葉が遺り伝わったものであるが、紙面は揉めて擦損している。二通の実隆書状とともに三条西家旧蔵である」と紹介されている。この早稲田大学蔵の書状について、柴田光彦氏が考証され、明応七年に三条西実隆から徳大寺実淳に切紙が与えられた際の書状である事、三条西実隆自筆の二通を含む三通の書状の写が京都大学平松家文庫に所蔵されている事を明らかにされた。⁴⁾ 陽明文庫蔵の三通の写の内容は、柴田氏が紹介された書状と一致する。また、実隆の書状からそれほど下がない時期に書写されたと推定される事から、³⁾ 実隆の書状の内容を正確に伝えた書状と推定される。次に三通の書状から、古今伝受に関する部分を引用する。

一通目は、「昨日和哥御会始令ノ参内候。」と始まる書状である。「昨日の御返事申させ給候 さね隆」とあることから、前日の実淳の依頼に対する「返事」であることがわかる。

抑切紙事蒙仰候ノへく候。切紙八心しるしの様なるノ物にて口伝第一事候。不審ノ難決候事等多候物ニて候ノ実隆伝受の分文書共ニ納加ノ候て預置遠所候。凡此集ノ相伝候事一次第之儀全く(重々)ありノけに候。実隆每事未練候間ノ悉忘却候之様候。

陽明へ八ノいか程切紙進上之候けるやらんノ承度候。於閣下は塵芥ノをも不存候へ共、於道者法度共ノ候間、

只切紙計写進上の事候ノ聊可有子細候歟と存候。今此事八大道之法候間、一往申述べ候ノ可在賢慮候事候。旁期參ノ拜令省略候 あなかしく

(封)

昨日の御返事申させ給候 さね隆

実隆は切紙を希望した実淳に対して、翌日「切紙八心しるしの様なるノ物にて口伝第一事候」と記している。「心しるしの様なる」「切紙」よりも「口伝第一」であるという。宗祇の門弟随一として宗祇の古今伝受を継承した実隆であるが、その内容は、切紙にあるのではなく、口伝こそが重要であるというのである。

さらに注目されるのは、「陽明へ八ノいか程切紙進上之候けるやらん」以下の部分である。実隆は「陽明へ」の「切紙進上」について、「陽明へ八ノいか程切紙進上之候けるやらん、承度候」と記している。「陽明」は近衛尚通であろう。実隆は、尚通がどの程度の切紙を進上されているかを「承」りたいと記している。実淳あての書状ではあるが、「陽明へ」「進上」された切紙について言及されていることが注目される。「於閣下は塵芥ノをも不存候へ共、於道者法度共ノ候間」とあることから、「閣下」すなわち尚通にとつては「塵芥をも不存候」であっても、「道」においては「法度共候間」と言う。それゆえ「只切紙計写進上」ことは「聊」「子細」があるべき事であり、「此事八大道之法」があるので、「一往申述べ候。賢慮して欲しい」という内容である。

これを「切紙八心しるしの様なるノ物にて口伝第一事候」とする前半部分とあわせて考察すると、実淳あての書状ではあるが、内容は、「陽明」に「切紙」を「進上」する事について、「陽明」には、どの程度、切紙を進上するか、「承」りたいというのである。尚通にとつては「塵芥」に思われる事かもしれないが、「道」にとつて

は「法度」がある重要な事柄であり、「切紙」だけを「進上」することは差し障りがある事を理解して欲しい、と、切紙の写を与えるに際して、その前提となる古今伝受の状況を確認したものであろう。この書状は、実淳に宛てたものではあるが、実淳の古今伝受についての言及は見られず、「陽明へ」「進上」した切紙についてのみ言及している。あるいは、実淳を通して「陽明」に渡すための切紙であったのかもしれない。

「陽明」の語は、「相残切紙十三」通を渡した事を記した二・三通目の書状にも見られる。次に、陽明文庫蔵の写により、該当部分を抄出する。

二 一通目

殊一紙御沙汰ノ次第嚴重却而令迷惑ノ候。如形伝受候しか共ノ一向廢忘於今無正体候ノ彼法師書状撰出候ヘ
八ノ陽明ヘ相伝申候趣於大事等はノ無残候。自然八しくの事にノ申おとしたる事八ある計もやノ候らんと
書載候。彼御覚悟ノの分更不可有相残候事由ノ存候。猶々委細仰畏入候ノ残十三通事、雖無益候仰事候ノ間、
何様可調進候。返々条々ノ仰候趣畏入候。必可忝謝仕候ノ恐惶謹言

二月七日

実隆

(封)

実隆

三 三通目

相残切紙十三、写進上候ノ雖無益之様候敵命之間ノ染筆候。御執心誠難有ノ存候。末学能其道ヘ熟しノ候ハ

ね八か様の物を八只浅き／やうに存候程二卒爾二相伝ノ道之陵夷二成候。いかにも機ノを見候て相伝候へと常縁などノ申候しと存候。勿論事々ノ御用心可然候。兼又内外口伝哥一紙注出候八これ八無別事候。裏の説共ある哥とノ又風躰必可存知哥とそのノ表裏を申候ニて候。談義の時ノ計ニて候。以前御尋候し宇治山の哥八入候八ぬ。彼哥之類ノ又裏の説を本としたる哥共候ノそれも此廿四首ニて則御心得ノあるへき事候。一句抛脚事候間ノ只星月夜八かりの事ニて候ノ条々申状御嘲哂之苞候哉比興候ノ旁期参上候間省略仕候。六賢々々」
 (袖書)

ほのくの切紙令見候へ八ノ所引之本文に不審等候ノこれ八能勘見候て後度事共候

この二通は、実隆が実淳に「相残切紙十三」通と、「内外口伝哥一紙」の写とを進上した時の書状である。「相残切紙十三」通ということは、既に渡された切紙があつて、残りの十三通を渡したのである。袖書に「ほのくの切紙」の事が記してあるから、実隆は、この切紙を含む十三通を実淳に渡したと推定できる。実隆が実淳に古今切紙などを渡したことは、柴田氏が考証されたとおり、実隆公記にも見られる。実淳に渡した事は間違いないであろうが、この書状にも「陽明」の語が見られる。実隆は「陽明」の古今伝受について、「彼法師書状撰出候へ八ノ陽明へ相伝申候趣於大事等はノ無残候。自然ハし／＼の事にノ申おとしたる事ハある計もやノ候らんと書載候」と記している。「彼法師」とは、尚通に古今伝受を伝えた宗祇であろう。その「書状」を「撰出す」と、「陽明へ相伝申候趣」について、「於大事等は無残候」とある。「大事」については残らず伝えたといつのである。「無残」伝えたとは言つものの、「自然ハし／＼の事にノ申おとしたる事ハある計もや候らん」と「書載」しているから、一通目の書状において、「承度候」と尋ねていた尚通の古今伝受について、宗祇の書状から問題が

ないと判断したのであろう。すると、これらの書状は、古今切紙と共に実淳に渡されたものではあるが、切紙自体は実淳を通して尚通に伝えられたのではないかと推測出来る。

永正七年といえは、尚通が宗祇から古今伝受を受けた年である。尚通は、宗祇から古今伝受を受け、宗祇から切紙を伝受した後、宗祇随一の門弟である実隆に与えられた切紙も入手する事を希望し、実淳を通じて依頼したのではないだろうか。実隆公記には、実淳に切紙を「遣」わした記事はあるが、実隆が実淳に古今伝受をした記事は見られない。ここで想起されるのが実淳の娘維子である。尊卑文脈によると、尚通の正妻は徳大寺実淳の娘維子である。尚通は同じく明応七年に宗祇から古今伝受を受けているから、実淳は実隆から伝受した切紙を尚通に「進上」したと推測出来る。尚通は実隆と同じ宗祇の門弟ではあるが、宗祇の古今伝受を残らず継承したのは実隆であった。その実隆が宗祇の一番弟子として継承した切紙を、尚通は実淳を通して入手したのである。実隆の書状の写が陽明文庫に伝わる事とあわせて、実淳が実隆から伝受した切紙も、実淳から尚通へと伝えられたのではないかと想像される。

三 実淳の古今伝受

柴田氏は、『後法成寺関白記』と『古今伝授沿革史論』が引用する「古今伝受血脉」から徳大寺家の古今伝受について考証された。次に、これらの資料を再検討してみよう。

陽明文庫の『後法成寺関白記（尚通公記）』（東京大学史料編纂所自筆二冊本の写真による）の永正六年

四月廿日辛巳の項には、

晴、從徳大寺中納言被問古今集不審、

とあり、同五月一日には、

……入夜、徳大寺黄門被、古今集被口伝之、有三献今夜逗留、

三日癸巳には、

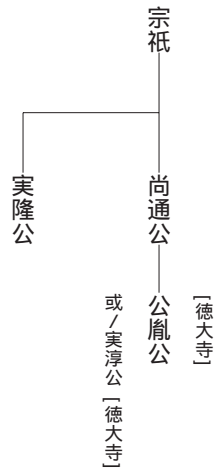
徳大寺中納言今朝被帰

とある。権中納言公胤はこの年二十三歳であり、公胤の不審を父実淳を通じて実隆へ尋ねたことになる。横井氏の引く「古今伝受血脉」は、今その出典を明かにしえないが、「公胤公 或実淳公」の意味も通じてくる。実隆が『実隆公記』や書状で「敵命」とか「迷惑」とあるのもその故ではあるまいか。

まず、『後法成寺関白記』であるが、同記は近衛尚通の日記である。尚通の日記に「從徳大寺中納言被問古今集不審」「徳大寺黄門被、古今集被口伝之」とある記事は、尚通と徳大寺中納言公胤との間の出来事であろう。公胤は尚通の正妻維子の弟であるから、義兄である尚通に「古今集不審」を「問」い、「古今集」の「口伝」を受けたのであろう。実隆から実淳への書状が永正七年であるから、その前年の永正六年に、実淳の子公胤が実隆に指導を受けたとは想定しにくい。また、公胤は実淳の子であるから、「公胤の不審を父実淳を通じて実隆へ尋ね」るために、尚通のもとを訪れる事は不自然である。『後法成寺関白記』の記事は、尚通と公胤との間の記事であろう。

柴田氏が引用された『古今伝授沿革史論』の系図には、尚通・実隆の名が見られる。関係する人物のみ引用す

ると次の通りである。



この系図では、公胤は尚通から古今伝受を受けた事になる。もし、実淳が実隆から古今伝受を受けたのであれば、公胤（或実淳公）の名は、実隆の下に記されなければならない。これらのことを系図にすると、次のようになるであろう。



四 『古今伝受書』と『尚通切紙』

柴田氏は早稲田大学蔵の『古今伝受書』について、実淳に渡した切紙の控であると推定された。しかしながら、同書に記された切紙の順序は、端裏に記された数字と一致しない。また、実淳に二度目に渡した切紙は十三通とあるが、同書から十三通の切紙を区別する事はできない。こうしたことから、実隆が実淳に渡した切紙の控とすることは難しいであろう。『実隆公記』には、宗祇が置いていった切紙を実隆が書写する記事が載る。『古今伝受書』は、この時に実隆が記した実隆自身のための切紙の写ではないだろうか。

『古今伝受書』に記された切紙について長谷川千尋氏は、「切啓事」と「千葉東家切啓」がそれぞれA「常光院流」とB「千葉東家流」とであることを考証し、それぞれを端裏書の数字として記された数字の順に並べられた。⁽⁵⁾ この端裏書の数字は、『古今伝受書』に書写された順序とは異なる。また端裏書とされる数字が記されていないものも少なくない。あるいは、端裏書に順序を示す数字を付して与えられた切紙を、書写の過程で順序を変えて記したのであろうか。

尚通の切紙以下『尚通切紙』と略すは、尚通が息子である大覚寺義俊に伝えたものを「一乱之時、或人拾得之、予先年雖令恩借、未相伝故、依有一覧之恐、借他人手写留之」、三光院実枝から伝受した後に書き改めたとする細川幽斎の奥書がある。この切紙は、智仁親王が書写したものが宮内庁書陵部に伝わる。また、親王が書写した後幽斎に返却した資料は烏丸光広に伝えられた。現在は宮内庁書陵部に「烏丸家古今伝受資料」として所蔵されている。⁽⁶⁾ 切紙は全部で二十七通で、「二十二通」と「五通」に分かれている。

この『尚通切紙』は、宗祇から伝受したものと、実隆から二回に渡って伝受したものの三種に分かれるはずであるが、どのように三種に分かれるかは不明である。あるいは、「五通」が宗祇から伝受したものであろうか。実隆が「相残切紙十三通」として伝えたのは、どの十三通であらうか。二十二通のうち十三通ではあるが、不明である。十三通が独立した形で伝わらないことから、二度にわたって伝受した三条西実隆筆の切紙を、尚通は義俊に与える時、自らが伝えられたままの形で三回に分けて伝えるのではなく、尚通自身が通し番号を付して伝えたと推測される。実隆の書状に記された「ホノくノ哥ノ事」が『尚通切紙』の第一通とされている事からも、端裏書の数字が、尚通により付された事が推測される。

ここで想起されるのが、二十二通の端裏書の数字が十九までで、一から三までが二通ずつあることである。二通ずつあることは、それぞれの一通目から三通までであったのだらうか。通し番号9から11の「三ノ口伝之内」とする三通を見ると、端裏書に「六」から「八」の通し番号がある他に、「三ノ口伝之内」の上に「三ノ口伝之内」での番号「一」「二」が付けられている。「三ノ口伝之内」における番号が付されているとすると、「三ヶ大事ノ内」に付されている「一」から「三」も、切紙「二十二」通の中の通し番号ではなく、「三ヶ大事ノ内」の中での通し番号だったのでないだらうか。三鳥の口伝が九も十六も一通に三鳥が記されているのに対して、三木は二回とも、三通に分けて一つずつ記されている。さらに想像を逞しくすれば、この二種の三木の切紙のみが最初に与えられていたとすると、残りは十三通になり、実隆の書状と一致する。どの十三通を後から伝えたのか、興味は尽きない。次に、尚通切紙に対応する実隆切紙の番号を挙げておこう。通し番号は『古今切紙集』(昭五十六 臨川書店)に記された番号と順序による。⁽²⁾ 実隆切紙は、長谷川氏の論に従って、A Bに分け、それぞれに付された端裏書の数字を算用数字にして記した。番号が付されていない項目は、「番外」として別項にした。

5		(端裏書 紙の事のみ)	永久二年俊成誕生				
4		(端裏書ナシ)	序の哥数	6			
3		又口伝	吉野ノ山ノ哥事	4			
2		重大事 (三木)					

このように『尚通切紙』と『古今伝受書』とを比較すると、『古今伝受書』においては、切紙として端裏書が記されていない項目が、尚通切紙では切紙として相伝されていることがわかる。これまで切紙を比較する時には、切紙として継承された端裏書のあるもののみを取り上げて比較してきたが、それ以外の部分にも、切紙として伝えられるものがあつたことがわかる。実隆の『古今伝受書』には、神道伝受の記事なども見られる。これらの秘説はどのように古今伝受と関っているのだろうか。『古今伝受書』については稿を改めて検討を加えたい。

注

- (1) 引用は『中世歌書集』による。
- (2) 井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 室町前期』同『室町後期』、小高道子「宗祇の古今伝受」、『和歌を歴史から読む』二〇〇一 笠間書院)
- (3) 陽明文庫文庫長名和修先生の御教示による。なお、同文庫蔵資料についての判断は、すべて名和先生の御教示による。
- (4) 『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書 上巻』(昭五十三 吉川弘文館)
- (5) 『荻野研究室収集 三条西実隆の書状をめぐって』(『早稲田大学図書館紀要』二二・二三 昭五十八・八)
- (6) 『東常縁の歌学における常光院流の継承』(『龍谷叢書一五中世近世和歌文芸論集』平一〇 思文閣出版)

(7) この尚通切紙の紙焼写真を陽明文庫に持参し、見て頂いたところ、「間違いなく尚通公の書写である」と、名和修先生の御教示を得た。

(8) 『古今切紙集』(昭五十六 臨川書店)は、智仁親王が書写した近衛流の切紙を翻刻と影印で載せる。内容は烏丸家の古今伝受資料として伝わる尚通自筆の切紙と一致する。

付記 陽明文庫所蔵資料の閲覧につきましては、文庫長名和修先生の御指導御高配を賜りました。記して深謝申し上げます。また、本稿は平成二十八年十月一日に開催されました「陽明文庫古典資料研究会」(於 陽明文庫)における口頭発表をもとに加筆したものです。御指導御教示を賜りました名和修先生をはじめとする会員各位に深謝申し上げます。